



福県医発第125号(保)

平成15年 4月18日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師
会 長 関 原 敬 次 郎



国民健康保険組合の一部負担金割合の改正について

兵庫県歯科医師国民健康保険組合の一部負担金割合が改正となった旨、福岡県保健福祉部国保・援護課より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、改正の内容は下記のとおりです。

記

○兵庫県歯科医師国民健康保険組合の一部負担金割合の改正

	改 正 前	改 正 後
甲種組合員	10分の1	10分の2
甲種組合員の世帯の属する者の入院	10分の1	10分の2

※平成14年4月1日施行

兵庫県歯科医師国民健康保険組合規約の一部改正新旧対照表

改正前	改正後
(一部負担金) 第 12 条 保険医療機関又は保健薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保健薬局に支払わなければならない。 一 次の第四号及び第五号までに掲げる場合以外の場合の甲種組合員 <u>10 分の 1</u> 二 第三号から第五号に掲げる場合以外の場合の甲種組合員以外の被保険者 10 分の 3 ただし、<u>入院の場合は乙種組合員の場合</u> <u>10 分の 2</u> <u>甲種組合員の世帯の属する者の場合</u> <u>10 分の 1</u> 三 (一 略 一) 四 (一 略 一) 五 (一 略 一)	(一部負担金) 第 12 条 保険医療機関又は保健薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に該当各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保健薬局に支払わなければならない。 一 次の第四号及び第五号までに掲げる場合以外の場合の甲種組合員 <u>10 分の 2</u> 二 第三号から第五号に掲げる場合以外の場合の甲種組合員以外の被保険者 10 分の 3 ただし、<u>入院の場合は甲種の世帯の属する者及び乙種組合員の場合</u> <u>10 分の 2</u> 三 (一 略 一) 四 (一 略 一) 五 (一 略 一)
	<u>附則</u> <u>この規約は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。</u>